

# 都市計画法第53条の許可基準の緩和

## 木造等の3階建てが建築可能となります

### 【建築制限緩和の概要について】

都市計画法第53条により、都市計画施設(都市計画道路等)区域内においては、事業の円滑な施行を確保するため、一定の建築制限が課せられていますが、本市では平成29年2月1日から、木造等の3階建てが建てられるように建築制限(許可基準)の緩和を行い、土地の有効利用を図ることを目的としています。

### 【建築制限緩和の対象について】

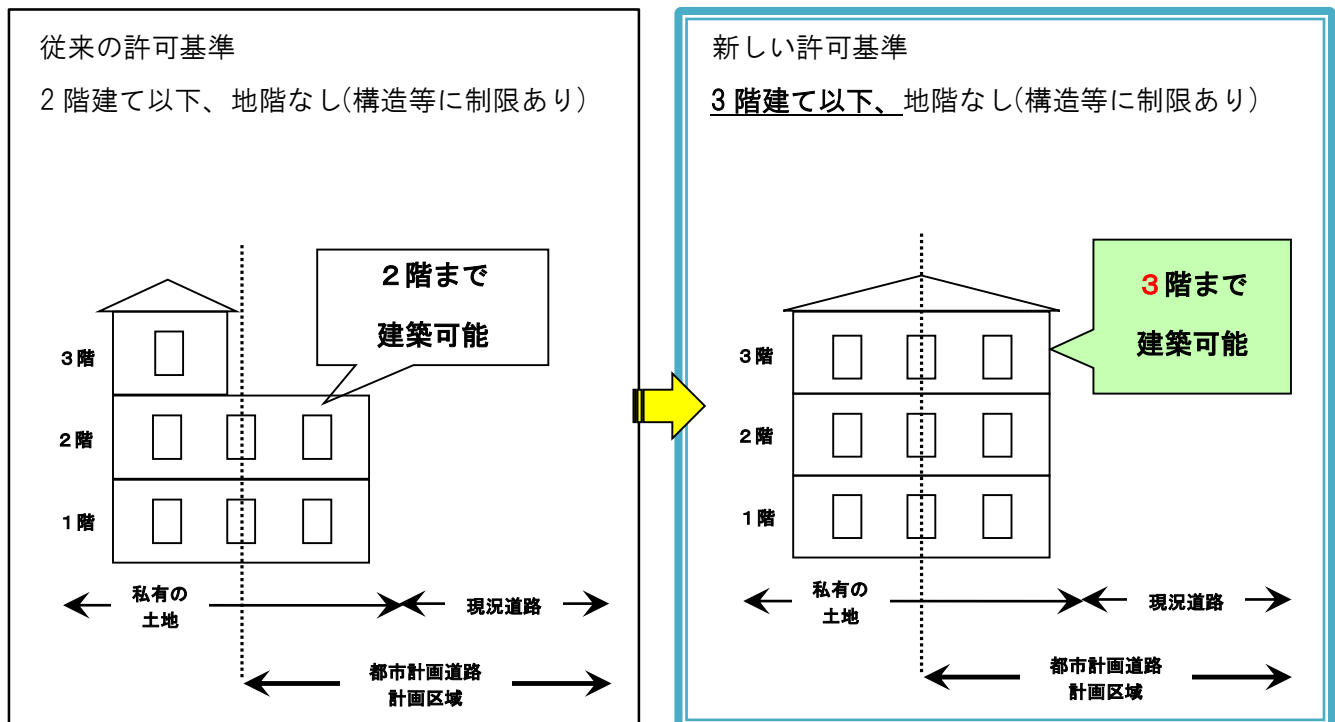
本市において、都市計画施設(都市計画道路等)が事業中、または着手予定の事業を除く施設が対象となります。

### 【許可の基準について】(都市計画法第54条第3項)

建築物の構造が次に掲げる要件に該当し、かつ容易に移転し、または除却することができるものであると認められること。

- ①階数が2以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(イメージ図)



【お問い合わせ】 小松島市役所 産業建設部 まちづくり推進課  
〒773-8501 小松島市横須町1番地1号  
TEL 0885-32-3957 FAX 0885-33-2104  
メールアドレス：machidukuri@city.komatsushima.tokushima.jp